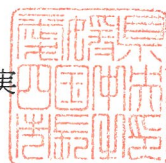


四国中央市第三次総合計画デザイン・印刷製本業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市第三次総合計画デザイン・印刷製本業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 11 日

四国中央市長 篠原 実



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市第三次総合計画デザイン・印刷製本業務

(2) 業務の内容

本業務は、令和 5 年度から令和 15 年度までの 10 年間の四国中央市のまちづくりの指針となる第三次四国中央市総合計画の作成に当たり、誰もが読みやすく、分かりやすい計画にするため、本編及び概要版のデザイン及び印刷製本を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 17 日（金）まで

(4) 提案上限額

ア 第三次総合計画デザイン業務

990,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 第三次総合計画印刷製本業務

864,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 四国中央市に本店を有し、入札参加資格審査申請書（令和 3・4 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託及び物品）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を令和 4 年 12 月 2 日（金）までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入

札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所政策部政策推進課政策推進係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6005

F A X 番 号 0896-28-6057

電子メールアドレス seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和 4 年 12 月 5 日（月）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。なお、第三次四国中央市総合計画（案）については、上記(1)の担当部局でも配付を行うものとする。

(3) 参加申込書、企画提案書等の提出

公告の日から令和 4 年 12 月 5 日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市第三次総合計画デザイン・印刷製本業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。

6 その他

その他詳細については、第三次総合計画デザイン・印刷製本業務企画提案実施要領

による。